

旭市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年1月

旭市通学路安全推進会議



1. 旭市通学路交通安全プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきた。引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「旭市通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていくこととする。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の組織の担当者をメンバーとする「旭市通学路安全推進会議」を設置した。本プログラムは、この会議で議論し策定した。

- ・千葉県旭警察署交通課
- ・千葉県海匠土木事務所
- ・旭市建設課及び市民生活課
- ・旭市校長会
- ・旭市PTA連絡協議会
- ・旭市スクールガード・リーダー
- ・旭市各小学校
- ・旭市教育委員会学校教育課

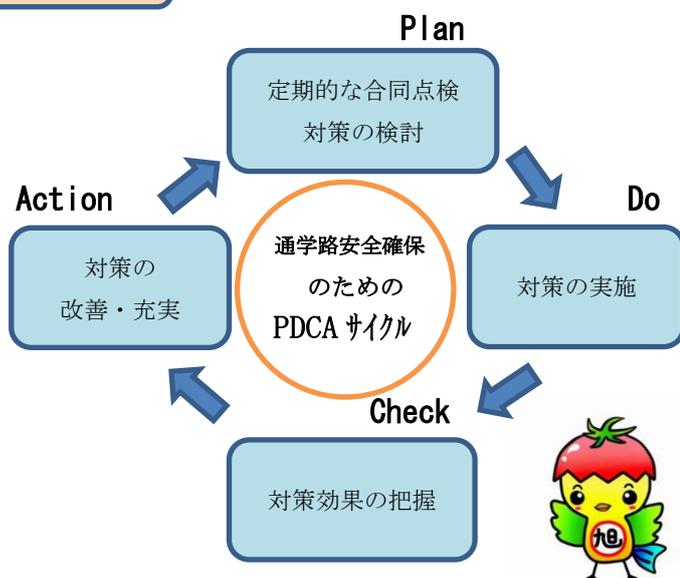
旭市通学路安全推進会議は、年に1度、実施する。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行う。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。



(2) PDCAサイクルの具体的な内容

Plan I 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

平成24年度に旭市内各小学校15校で実施した緊急合同点検の重点課題をもとにし、平成27年度から毎年5月から8月の期間において、重点校に指定された小学校ごとに合同点検を実施する。

②合同点検の体制

3年に1度、重点校に指定された学校は、警察、県海匠土木事務所、建設課、市民生活課、学校教育課等の関係者が立会いのもと、合同点検を実施する。

また、重点校以外の学校は、学校、保護者、地域関係者等が参加し、小学校区通学路点検を毎年、実施する。

グループ	実施年度	重点校
A(5校)	27年度	中央小・琴田小・共和小・鶴巻小・中和小
B(5校)	28年度	富浦小・矢指小・三川小・嚶鳴小・萬歳小
C(5校)	29年度	豊畑小・干潟小・滝郷小・飯岡小・古城小

※平成30年度以降は、グループAに戻り、その後B、Cの順に各年度で実施する。

③合同点検実施までの流れ

段階	時期	内 容	関係機関
1	3～4月	・合同点検の日程を希望調査 ・日程を調整及び決定し、重点校へ合同点検実施の通知 ・小学校区通学路点検の日程報告	・重点校 ・学校教育課 ・重点校以外
2	5～8月	・合同点検及び協議会 ・小学校区通学路点検及び結果報告	・重点校 ・重点校以外
3	9～11月	・対策検討（事務局会議） ・推進会議準備	・関係機関 ・事務局
4	12月	・平成〇〇年度旭市通学路安全推進会議の開催	・推進会議

※合同点検重点校は、点検終了後、対策検討の協議会を併せて実施します。



Plan II 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

対策内容については、どこの機関が、何をいつ頃までに行うか等を明確にし、各機関が対策の実施に向けて見通しを持って、旭市通学路安全推進会議で報告する。

Do 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

Check 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果があがっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認する。そのために、対策実施後の効果を把握する手法（学校へのアンケート等の実施）を検討し、対策効果の把握を実施する。

Action 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

(3) ホームページへの公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために市のホームページで公表する。

- ※内容 ①小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」
- ②旭市通学路交通安全プログラム

旭市ホームページ <http://www.city.asahi.lg.jp/>

※現在の公表内容：平成24年度緊急合同点検の結果



【参考：通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）】

○平成24年度文部科学省交通安全業務計画（平成24年3月30日策定）（抄）

市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求める。また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公私立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

○学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和三十九年四月一日政令第百三十三号）

第四条法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間

二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

○学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省著作権所有、平成13年発行、平成22年改訂）の別表3

（通学路の設定）

通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低いなど

○交通安全対策基本法（昭和四十五年六月一日法律第一百十号）

（地方公共団体の責務）

第四条地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第五条道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。